

業務改善助成金 交付申請時(提出書類)チェックリスト

6.7.24(6.12.4修正)

- 1～5の書類(7、8は任意申請)を全て提出されないと申請を受理できず、申請書類一式を返戻させていただきます。
- 6はご提出がないと交付決定ができません。
- 一法人で複数の事業場を申請する場合、各事業場毎に以下の書類を揃えてください。
- 原則として、提出された書類で審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類は事業主の都合による差替えや訂正を行うことはできません。なお、当室から、審査の過程で追加書類を求めたり、書類の補正を求めることがあります。
- 申請に当たり、書類の事前確認は行っておりませんので、ご了承願います。

	提出書類	内容
1	様式第1号(交付申請書)	<input type="checkbox"/> 代理人の記名がある(代理人が申請する場合)。
2	別紙1 国庫補助金所要額調書	
3	別紙2 事業実施計画書	<input type="checkbox"/> 記の3(1)アには、常時使用する労働者全員(雇用保険非加入者含む。)について記載している。 <input type="checkbox"/> 記の3(1)アの時間額欄は、算入すべき手当も含めて算定している。 <input type="checkbox"/> 口座名は、法人の場合法人口座を記載している。
4	助成対象経費の見積書(写)、相見積書(写)	<input type="checkbox"/> 審査期間中有効である。 <input type="checkbox"/> 見積業者が申請事業主、代理人ではない。 【相見積書】 <input type="checkbox"/> 審査期間中有効である。 <input type="checkbox"/> 見積業者が申請事業主、代理人ではない。 【相見積書を提出できない場合】 <input type="checkbox"/> 理由書(任意様式)
5	申請前3月分の賃金台帳(写) (賃金引上対象労働者分)	<input type="checkbox"/> 申請前の時間給又は時間換算額が引上げ後の事業場内最賃に満たない労働者全員分が揃っている。 <input type="checkbox"/> 申請前3か月分がある(歩合給が含まれる等により、時間換算額が算定できない場合は、3か月分を超えて求める場合があります。) <input type="checkbox"/> 労働基準法で定める労働日数や労働時間数等の法定記載事項が記載されている(記載がない場合、出勤時間等を計算した客観的な書類を添付している。) <input type="checkbox"/> 月給者がいる場合、月平均所定労働時間が確認できる書類(年間カレンダー等) <input type="checkbox"/> 時間換算額を算出した計算式を記したもの(任意様式)
6	その他参考となる書類	<input type="checkbox"/> 導入する機器のパフレット等 <input type="checkbox"/> 造作、工事等のレイアウト図、現状写真等 <input type="checkbox"/> 研修、コンサルティングの実施内容、時間数等が確認できる書類
7	生産性要件を満たしていることが確認できる書類 (任意申請)	<input type="checkbox"/> 生産性要件シートを添付している(交付要領別紙2別添1～7のうち、該当するシートを選択している。) <input type="checkbox"/> 算定根拠(総勘定元帳や損益計算書細目版等)を添付している。 <input type="checkbox"/> 与信取引に関する情報提供に係る承諾書(同別添8)(6%以下の場合)
8	特例事業者(物価高騰要件)に該当することを確認できる書類(任意申請)	【売上高総利益率の場合】 <input type="checkbox"/> 物価高騰要件に係る事業活動の状況に関する申出書(売上高総利益率) <input type="checkbox"/> 交付申請前月以前3か月のうち、任意の1か月の「売上高総利益率」を証する書類(月次損益計算書、試算表等) <input type="checkbox"/> 前年同月の同書類 【売上高営業利益率の場合】 <input type="checkbox"/> 物価高騰要件に係る事業活動の状況に関する申出書(売上高営業利益率) <input type="checkbox"/> 交付申請前月以前3か月のうち、任意の1か月の「売上高営業利益率」を証する書類(月次損益計算書、試算表等) <input type="checkbox"/> 前年同月の同書類